

石川県自転車の安全で適正な利用及び活用の推進に関する条例（概要）

【ポイント】

① 安全利用のための施策

交通安全教育、自転車点検整備、ヘルメット着用の推進等

② 保険加入義務化

全ての自転車利用者に自転車保険への加入義務付け

③ 自転車活用の推進

スポーツ、観光振興・地域活性化等の推進

1 目的

カーボンニュートラル社会及び県民が安全に安心して暮らすことのできる活力ある地域社会の実現

2 定義

自転車、自転車利用者、保護者、事業者、学校、関係団体、自転車小売業者、自転車貸付業者、自転車保険

3 基本理念

自転車の安全で適正な利用は、県、自転車利用者、市町、県民等がそれぞれの責務又は役割を果たすとともに、相互に連携協力しながら、交通事故の防止及び被害者の保護を図るという認識の下に行う

4 県の責務

国、自転車利用者、市町、県民等と連携協力し、施策を総合的に推進

5 自転車利用者の責務

自転車が車両である認識、法令の遵守、交通事故の防止に関する知識の習得

6 市町の責務

- ・ 国、県、自転車利用者、県民等と連携協力し、実情に応じた利用及び活用の施策を推進
- ・ 国・県の施策に協力

関係者の役割

- ・ 7 県民 自転車の安全利用に関する理解を深め、国・県・市町の施策に協力
- ・ 8 保護者 監護する未成年者に安全利用に関する技能と知識を習得
- ・ 9 事業者 従業員に対し、安全利用に関する啓発及び指導
- ・ 10 関係団体 安全利用を促進する取り組みを実施

自転車の安全で適正な利用に関する施策

11 交通安全教育及び広報啓発

県及び学校による交通安全教育、広報啓発の実施

12 自転車の点検及び整備

自転車利用者、自転車貸付業者、業として自転車を利用する事業者、保護者は点検整備に努める

13 安全利用の情報提供等

自転車小売業者及び自転車貸付業者による安全利用に必要な情報提供

14 乗車用ヘルメット着用の推進

県、学校及び関係団体は、ヘルメット着用の推進

15 高齢者の同居者等の助言

高齢者の同居者等は、高齢者に対し安全利用（ヘルメット着用等）に必要な助言

自転車保険への加入

16 自転車保険への加入

自転車利用者（利用者が未成年の場合は保護者）、業として自転車を利用する事業者、自転車貸付業者に自転車保険への加入を義務化

17 自転車保険への加入の確認

- ・ 自転車小売業者による購入者等への保険加入確認、確認できないときは加入の勧奨
- ・ 事業者による通勤で自転車を利用している従業員に対して保険加入確認、加入していないときは情報提供
- ・ 学校による通学で自転車を利用している児童・生徒等に対して保険加入確認

18 自転車保険に関する情報提供等

県及び学校による保険の加入を促進するための情報提供等

自転車活用の推進

19 自転車を快適に利用できるまちづくり

安全に通行できる道路環境の整備その他必要な措置を講ずる

20 自転車を活用したスポーツの推進

自転車を活用したスポーツを推進し、自転車を楽しむ機会を創出

21 自転車を活用した観光振興及び地域の活性化

国内外からの旅行者に対する観光を推進、自転車を利用しやすい環境の整備